

令和6年9月11日

鴻巣市長 並木 正年 様

鴻巣市住居表示整備審議会  
会 長 小川 哲夫

住居表示地区における住居番号への枝番号の付定について（答申）

令和6年7月25日付け鴻市民第239号で諮問を受けた住居表示地区における住居番号への枝番号の付定に関する基本方針（案）について、本審議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

## 記

本審議会は、令和6年7月25日に前述の基本方針（案）について諮問を受け、計2回にわたり会議を開催し、慎重に審議を行いました。

今回示された住居表示地区における枝番号の付定については、時代の変化に伴い多様化する市民ニーズを捉えており、基本方針（案）の目的や実施方法は、市民の暮らしの安心につながるものとして、妥当であると認めます。

なお、基本方針の策定及び実施にあたっては、関係団体等への周知や市民に対するわかりやすい説明をはじめ、次の事項について十分配慮されることを要望します。

### 1 制度の周知について

広く市民に周知するとともに、対象地区に対しては必要に応じて文書の回覧や対面による丁寧な説明を行うなど、制度の理解に努められたい。

また、郵便、宅配や地図提供サービス等に係る事業者に対する周知も併せて実施されたい。

### 2 住所変更による必要な手続きの明確化について

関係部局等との連絡調整を十分に行い、申請者に対して、必要な手続きがわかりやすく伝わるよう工夫されたい。

### 3 枝番号プレート制度（仮）について

住所変更を伴わない枝番号プレートのみを交付する制度は、特に多数の住居が同一住居表示となっている地点の課題解決に効果が期待されることから、枝番号の付定と併用できるような仕組みを検討されたい。

なお、制度化にあたっては、当該地区の現状の把握や地域住民との調整に努め、将来にわたって効果的な制度となるよう留意されたい。